



## 電子投票条例の施行期日について

### 概要説明

令和6年8月1日(木)に制定した「四條畷市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」の施行期日について、「四條畷市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の施行期日を定める規則」を制定し、令和6年11月15日(金)としました。

このことから、令和6年12月22日(日)執行の四條畷市長選挙及び四條畷市議会議員補欠選挙では、電子投票を実施します。

### 問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉  
選挙管理委員会事務局 上嶋(内線240)